

ドクターのための相続知識 持ち戻し対象外のおしどり贈与は 良い悪い?



ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博

2024年1月1日より暦年贈与の持ち戻し期間が3年から7年に延びたことで今まで以上に生前贈与に対する関心が高まっています。

今回は「持ち戻しの対象外」となる「贈与税の配偶者控除」、通称おしどり贈与をご案内します。

◎ この記事はこのような方におすすめです

- ✓ 相続対策に興味がある
- ✓ 婚姻期間が20年以上である
- ✓ 相続税負担を軽減したい

おしどり贈与（贈与税の配偶者控除）とは？

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です。

特例を受けるための主な要件は下記になります。（詳細については顧問税理士および下記にお問い合わせください。）

- ・夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと。
- ・配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること。または、居住用不動産を取得するための金銭であること。
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること。
- ・贈与を受けた翌年3月15日までに贈与税の申告をすること。

おしどり贈与が適用されない事例

以下が適用されない主な事例です。

- ×事実婚などの内縁の夫婦には適用できない。
- ×配偶者が既に購入または持分を所有している不動産の住宅ローン返済に充てる費用は該当せず。
- ×海外不動産 → ○国内不動産
- ×国内別荘 → ○居住用不動産
- ×贈与を受けた年の翌年3月15日までに住んでいない→翌年3月15日まで住んでいること。
- ×贈与の翌年3月15日までに住み始め、その後売却し現金化→対象外とされる場合あり。（制度悪用には注意）
- ×同じ配偶者への2度目の贈与→一生に一度の適用。離婚にて新たな配偶者には20年以上経過すれば適用。

おしどり贈与の3つのデメリット

- ・諸経費がかかり、相続の場合と比較が高い

	相続の場合	贈与の場合
登録免許税	固定資産税評価額×0.4%	固定資産税評価額×2.0%
不動産取得税	非課税	固定資産税評価額×3.0% ※宅地は評価額を1/2で計算

- ・贈与した配偶者が先に亡くなると諸経費がムダになる
- ・2,000万円以上の不動産価値に対して贈与税が課税される

おしどり贈与 2,000万円 vs 相続税の配偶者軽減 1億6千万円 もしくは配偶者の法定相続分

おしどり贈与は、2,000万円まで非課税で相続財産を軽減でき、暦年贈与の7年間の持ち戻し対象外という相続税の納税額を1円でも下げたい方にとってはとても魅力的な制度です。

しかし、あらためて考えてみますと相続が発生した場合、相続税の配偶者軽減という制度があります。

配偶者は1億6千万円もしくは配偶者の法定相続分どちらか多い金額までは納税額が軽減されるという制度です。

ですから目先の非課税枠に惑わされることなく一度全体を俯瞰し対策を比較検証する必要があります。

家系図、財産一覧、ライフプラン表、財産の分割の意向を総合的に勘案し各制度をどのように有効活用していくか試算を何度か繰り返し比較検証することが相続対策の基本となります。

相続・贈与について相談をご希望される場合は下記までご連絡ください。

※上記は、2024年4月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報（値）であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。